明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二三）　二
〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**六三）　二
○スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示（**文部科学**一〇三）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一五四二～一五五五）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**一五五六）　五
○農薬を登録した件（**同**一五五七、一五五八）　五
○農薬の登録が失効した件（**同**一五五九）　六
○消費生活用製品安全法第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件（**経済産業**一一五）　六
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一〇七五）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇七六～一〇七八）　七
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**同**一〇七九）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二一五）　八
○道路に関する件（**中部地方整備局**七一）　八
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定内容を変更した件（**中国地方整備局**六五）　八
〔人事異動〕
内閣　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
公聴会
国指定北アルプス鳥獣保護区の変更並びに国指定北アルプス鳥獣保護区立山特別保護地区、同北アルプス特別保護地区及び同乗鞍特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　八
国指定大東諸島鳥獣保護区大東諸島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者、建設業の許可の取消処分、都市計画道路事業関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　九
会社その他　二七

省　令

○文部科学省令第二十三号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第五条の二の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月九日

文部科学大臣　盛山　正仁

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定対象試合等に係る基準） **第一条の二**　法第五条の二の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　国又は地域における代表として編成されるサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム又は選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム相互間において行われるサッカー又はバスケットボールの試合又は競技会であること。 二～四　［略］	（特定対象試合等に係る基準） **第一条の二**　法第五条の二の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　指定組織に所属する者が編成するサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム（その所在する国又は地域における代表として編成されるものに限る。）又は保有するサッカーチーム若しくはバスケットボールチーム（選手としての役務の提供に対し報酬を得る者をその構成員とすることができるものに限る。）相互間において行われるサッカー又はバスケットボールの試合又は競技会であること。 二～四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。